

# 一時帰国（滞在）証明書

記載する項目が同じであれば、別紙で作成した物でも構いません。

## （申請者）

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者は、

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の間、

下記の住所に一時帰国（滞在）していることを証明します。

（一時帰国（滞在）先住所） 今回設定する一時帰国（滞在）先の住所です。

富山県 \_\_\_\_\_

（証明人） 氏名欄は署名してください。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 富山県 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

## 一時帰国（滞在）証明書に関係する必要な書類等

- ① 実家、知人宅等に一時帰国（滞在）した場合は、証明人の住所、氏名等の身分が証明できるもの。（証明人の住民票等）
  - ② 申請者の戸籍抄本又は住民票の除票、パスポート等身分証明書。
  - ③ 一時帰国（滞在）先に設定する住所は、必ず富山県内である事が必要です。また、今回証明された住所が運転免許証の住所になります。
  - ④ 一時帰国（滞在）先住所と証明人の住所が異なる場合は、この証明書に加え、確認資料（家屋の名義、賃貸物件契約書等で申請者、証明人等の記名があるもの）も提出してください。
  - ⑤ 一時帰国（滞在）先がホテル、旅館等の場合は、同所に証明を依頼して、ホテル等の社判、社印を押印してください。この場合の証明者（支配人等）の身分を証明するものは不要です。
- ※ この証明書を提出する方は、外国籍の方（短期滞在）で日本国内の住民票が取得できない場合や、住所を外国に移転して住民票が取得できない方等が対象です。
- ※ 住民票を取得できる方は、証明書の提出は必要ありませんが、必ず本籍が記載されている住民票（外国籍の方は全記載の住民票）が必要となります。